

# 安全安心住宅ストック支援事業



「耐震改修工事」、「耐震改修工事とあわせて行うリフォーム」において、補助金を施工業者が受け取ることができる、代理受領制度を始めました！  
詳細は建築指導課へお問い合わせください

## 補助 1

5/11 月 ~

受付開始

■受付会場

市役所東別館 4階 建築指導課  
8:30 ~ 17:15 (土・日・祝を除く)

■工事完了期限

令和3年2月13日

内容	対象	補助率(限度額)
耐震診断の費用の一部を補助します。	昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅	2/3 (10万円)
耐震改修工事の費用の一部を補助します。	耐震診断の結果、耐震性が不足していた戸建住宅	1/2 (100万円)
耐震改修工事等とあわせて行うリフォームの費用の一部を補助します。	耐震改修工事等を行う戸建住宅(貸家は除く)	20% ~ 40% (20万円 ~ 40万円)

## 補助 2

6/29 月 ~ 7/3 金

事前申込受付

■受付会場

○6月29日  
市役所東別館11階 1101会議室  
10:00 ~ 17:00  
○6月30日~7月3日  
市役所東別館4階 建築指導課  
8:30 ~ 17:15

■工事完了期限

令和3年1月30日

内容	対象	補助率(限度額)
子育て・高齢者等世帯が行うリフォームの費用の一部を補助します。	昭和56年6月以降に着工されるなど、耐震性のある戸建住宅、分譲マンション専有部分(貸家は除く)	20% (20万円)

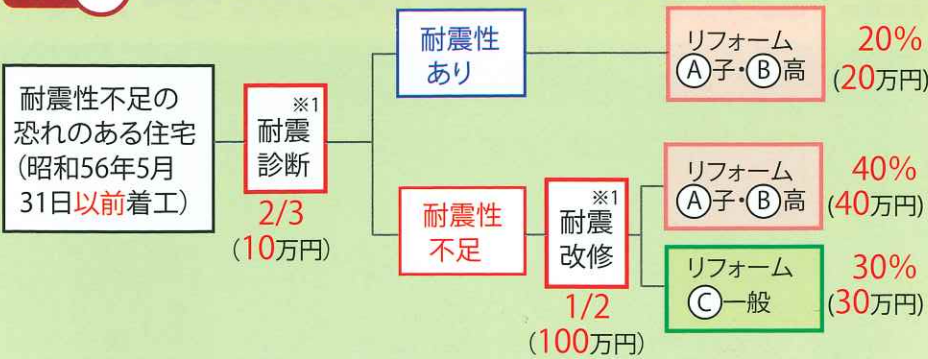
■6月29日(月)~7月3日(金)で事前申込受付を行い、予算を超えた場合は、7月8日(水)に行う公開抽選で対象者を決定します。



■予算に達しない場合は7月6日(月)以降も引き続き建築指導課にて受付

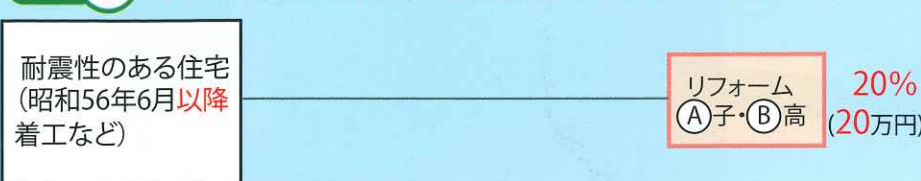
# 補助率 (限度額)

## 補助 1 耐震診断、耐震改修工事、それらとあわせて行うリフォーム



※1 耐震診断、耐震改修工事のみを行う場合でも補助します。(部分補強は補助対象外)

## 補助 2 子育て・高齢者等世帯が行う耐震性のある住宅のリフォーム



### Ⓐ 子育て世帯



高校生以下の子供が同居する世帯

### Ⓑ 高齢者等世帯



高齢者<sup>※2</sup>又は障害者<sup>※3</sup>が居住する世帯

※2 令和2年4月1日現在65歳以上

※3 身体障害者手帳1～4級

精神障害者保健福祉手帳1,2級

療育手帳A1,A2,B1 いずれかの交付を受けている方

### Ⓒ 一般世帯 (Ⓐ、Ⓑ を除く世帯)

※耐震改修工事とあわせて行う場合のみ補助対象

## 空家活用型・移住型はさらに充実 (5/11～優先的に受付)

○ 上記に補助率10%、限度額10万円をそれぞれ上乗せ! ※リフォーム後に申請者が住むことが条件です。

### 空家活用型

**対象** 令和2年4月1日現在で、築10年以上経過し、かつ空家期間が1年以上の戸建住宅のリフォーム

### 移住型

**対象** 平成31年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、  
・令和2年4月1日以降に購入した住宅のリフォーム  
・相続、贈与により所有している住宅のリフォーム

※空家活用型・移住型いずれかに該当する場合、耐震性のある住宅を一般世帯がリフォームする場合は20%、20万円

たとえば・・・(補助1の場合)

【子育て・高齢者等世帯で空家活用型・移住型いずれも該当する場合】

最大170万円の補助(耐震診断10万円 + 耐震改修工事100万円 + リフォーム40万円 + 空家活用型 10万円 + 移住型 10万円)

## 条件

### 補助の要件

- ・リフォームは申請者が所有し、住んでいること (空家活用型、移住型はリフォーム後に申請者が住むこと)
- ・リフォームは対象工事が20万円以上であること
- ・市税を滞納していないこと
- ・補助申請後に「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断や工事を行うこと
- ・工事完了期限までに診断や工事を完了し、市に実績報告を行うこと
- ・他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと
- ・過去に安全安心住宅ストック支援事業を利用していないこと

### 施工業者の要件

リフォームは市内に本社のある法人または住所のある個人業者が行うこと (耐震改修工事とあわせて行うリフォームはこの限りではありません)

### 問合せ先

鹿児島市建築指導課 (市役所東別館4階)

TEL: 099-216-1358 FAX: 099-216-1389

メール: kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ: 「安全安心住宅ストック」 [検索](#)

■事業の詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。

(市ホームページや建築指導課、各支所総務市民課などで入手できます。)

### 注意!

業者の対応に不安や疑問を持ったらずきに契約せず下記へ相談を!!

- ・鹿児島市消費生活センター TEL: 099-252-1919
- ・鹿児島県消費生活センター TEL: 099-224-0999
- ・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター (住まいるダイヤル) TEL: 0570-016-100